

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

○特定調達契約に係る入札の公告 147
○特定調達契約に係る落札者等の公示 (3件) 149

規 則

目 次 ページ

規 則

- 北海道知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則 (漁業管理課) 133
- 身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則 (障がい者保健福祉課) 134
- 北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則及び北海道職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則 (人材育成課) 135
- 北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則の一部を改正する規則 (人材育成課) 136

告 示

- 水域利用調整区域の指定 (危機対策課) 136
- 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 (循環型社会推進課) 137
- 農地を利用する権利の裁定の申請 (農地調整課) 137
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農業施設管理課) 138
- 道営土地改良事業変更計画の決定 (農業施設管理課) 138
- 知事権限に係る保安林の指定の解除の予定 (治山課) 138
- 農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定 (治山課) 138
- 森林法による通知に代える公示 (治山課) 138
- 道路の供用の開始 (維持管理防災課) 138
- 土砂災害警戒区域の指定 (維持管理防災課) 138
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (維持管理防災課) 139
- 建設業者に対する監督処分 (建設管理課) 139
- 都市計画事業の認可 (都市環境課) 139

公 表

- 水防法による洪水浸水想定区域の指定 (維持管理防災課) 139

総合振興局告示及び振興局告示

- 特定調達契約に係る入札の公告 140
- 特定調達契約に係る入札の公告の一部改正 141
- 特定調達契約に係る入札の公告 (3件) 141
- 特定調達契約に係る落札者等の公示 145
- 特定調達契約に係る入札の公告 146

道警察本部告示

北海道知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則をここに公布する。

平成30年6月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第52号

北海道知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則
(趣旨)

第1条 この規則は、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第10条第2項の規定に基づき、くろまぐろの採捕の停止に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(公表)

第3条 知事は、管理対象期間（30キログラム未満のくろまぐろ又は30キログラム以上のくろまぐろに係る知事管理量による管理の対象となる期間をいう。以下同じ。）ごとに、次に掲げる場合に該当するときは、その旨を直ちに公表するものとする。

(1) 30キログラム未満のくろまぐろの採捕の数量が、北海道計画（法第4条第1項の規定により知事が定める計画をいう。以下同じ。）により定められた当該くろまぐろに係る知事管理量又は採捕の種類、海域若しくは期間ごとの知事管理量を超えるおそれが著しく大きいと認めるとき。

(2) 30キログラム以上のくろまぐろの採捕の数量が、北海道計画により定められた当該くろまぐろに係る知事管理量又は採捕の種類、海域若しくは期間ごとの知事管理量を超えるおそれが著しく大きいと認めるとき。

(採捕の停止)

第4条 知事が前条の規定により同条各号に掲げる場合に該当する旨の公表をした場合は、くろまぐろを採捕しようとする者は、当該公表の日の翌日から同日が属する管理対象期間の末日までの間、当該公表に係るくろまぐろを採捕してはならない。

附 則

- 1 この規則は、平成30年7月1日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、平成30年7月1日から平成31年3月31日までの間、くろまぐろを採捕しようとする者は、30キログラム未満のくろまぐろを採捕してはならない。こ

の場合において、第3条（第1号に係る部分に限る。）の規定による公表を要しない。

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年6月29日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第53号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則（昭和34年北海道規則第83号）の一部を次のように改正する。
別記第4号様式の総括表の事項及び視覚障害の状況及び所見の事項を次のように改める。

総括表 (障害用)

氏名	年 月 日生	男 女
住所		
①障害名（部位を明記）		
②原因となった 疾病・外傷名	交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災 自然災害、疾病、先天性、その他()	
③疾病・外傷発生日	年 月 日	場所
④参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む。）		
障害固定又は障害確定（推定）		年 月 日
⑤総合所見		
(将来再認定 要・不要) (再認定の時期 年 月)		
⑥その他参考となる合併症状		
上記のとおり診断する。併せて次の意見を付す。		
年 月 日		
病院又は診療所の名称		
所在地		
診療担当科名		科 医師氏名 (印)
身体障害者福祉法第15条第3項の意見（障害程度等級についても参考意見を記入）		
障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に		
・該当する（ 級相当）		
・該当しない		
注意 1 障害名には現在起こっている障害、例えば両眼視力障害、両耳ろう、右上		

下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病には緑内障、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入してください。

2 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、歯科医師による診断書・意見書（別紙）を添付してください。

3 障害区分や等級決定のため、北海道社会福祉審議会から改めて次ページ以降の部分についてお問い合わせする場合があります。

視覚障害の状況及び所見

1 視力

	裸眼視力	矯正視力			
右眼		× D ⊖ cyl D Ax °			
左眼		× D ⊖ cyl D Ax °			

2 視野

ゴールドマン型視野計

(1) 周辺視野の評価（I / 4）

ア 両眼の視野が中心10度以内

	上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計	
右										度(≤80)
左										度(≤80)

イ 両眼による視野が2分の1以上欠損（はい・いいえ）

(2) 中心視野の評価（I / 2）

	上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計	
右									①	度
左									②	度

両眼中心 (①と②のうち大きい方) (①と②のうち小さい方)

視野角度 (I / 2) (× 3 +) / 4 = 度

又は

自動視野計

(1) 周辺視野の評価

両眼開放エスターマンテスト 両眼開放視認点数 点

(2) 中心視野の評価（10-2プログラム）

右 ③ 点 (≥26dB)

左 ④ 点 (≥26dB)

両眼中心視野 (③と④のうち大きい方) (③と④のうち小さい方)

視認点数 (× 3 +) / 4 = 点

3 現症

	右	左
前眼部		
中間透光体		
眼底		

ゴールドマン型視野計又は自動視野計の結果貼付欄

(注) ゴールドマン型視野計を用いた視野図を添付する場合には、どのイソプタがI/4の視標によるものか、I/2の視標によるものかを明確に区別できるように記載すること。

別記第4号様式に次の(別紙)を加える。

(別紙)

歯科医師による診断書・意見書

氏名	年 月 日生	男 女
住 所		
現 症		
原因疾患名		
治療経過		

今後必要とする治療内容

- (1) 歯科矯正治療の要否
- (2) 口腔外科的手術の要否
- (3) 治療完了までの見込み

向後 年 月

現症を基に上記のとおり申し述べる。併せて以下の意見を付す。

障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に

- ・該当する
- ・該当しない

年 月 日

病院又は診療所の名称

所 在 地

標 榜 診 療 科 名

科 歯科医師名



附 則

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則及び北海道職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年6月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第54号

北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則及び北海道職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「両眼」を「視力の良い方の眼」に、「」の和が0.08」を「以下同じ。」が0.07以下のもの又は視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁」に改める。

- (1) 北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則（昭和38年北海道規則第142号）別表
- (2) 北海道職業訓練手当支給規則（昭和41年北海道規則第107号）別表第1

附 則

- 1 この規則は、平成30年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の北海道職業訓練手当支給規則別表第1の規定は、この規則の施行の日以後に開始する職業訓練に係る訓練手当について適用し、同日前に開始した職業訓

練に係る訓練手当については、なお従前の例による。

北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成30年6月29日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第55号

北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則の一部を改正する規則

北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則（昭和38年北海道規則第142号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式一般職場適応訓練委託契約書中「以下「規則」を「昭和38年北海道規則第142号。以下「規則」に改め、同契約書第9条第3項中「国民の祝日に関する法律」の次に「（昭和23年法律第178号）」を加え、同契約書第18条を次のように改める。

第18条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、委託料の額の10分の1に相当する額の賠償金を甲の指定する日までに支払わなければならない。

- (1) 第13条の規定により、この契約が解除された場合
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

別記第3号様式の2職場実習委託契約書中「以下「規則」を「昭和38年北海道規則第142号。以下「規則」に改め、同契約書第9条第4項中「国民の祝日に関する法律」の次に「（昭和23年法律第178号）」を加え、同契約書第18条を次のように改める。

第18条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、委託料の額の10分の1に相当する額の賠償金を甲の指定する日までに支払わなければならない。

- (1) 第13条の規定により、この契約が解除された場合
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則別記第3号様式及び別記第3号様式の2の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

告

示

北海道告示第471号

北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例（平成15年北海道条例第35号）第18条の規定により、次の水域を水域利用調整区域に指定した。

平成30年6月29日

北海道知事 高橋 はるみ

1 壮瞥温泉園地水域

(1) 区域

おおむね次のA、B、C及びD点を結んだ線内であって、北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例施行規則（平成16年北海道規則第23号。以下「規則」という。）第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

(A点) 壮瞥町道公営住宅線の北方向延長線（以下「基線1-1」という。）と湖岸線が交差する地点から西へ40mの地点

(B点) 基線1-1上で、基線1-1と海岸線が交差する地点から沖合方向300mの地点

(C点) 壮瞥町四十三川導流堤右岸先端部より中島棧橋方向延長線（以下「基線1-2」という。）上で、基線1-2と湖岸線が交差する地点から沖合方向300mの地点

(D点) 基線1-2と湖岸線が交差する地点

(2) 制限又は禁止される行為

水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止

(3) 期間

平成30年7月1日から同年9月30日まで

2 屈斜路湖砂湯地区

(1) 区域

おおむね次のA、B、C及びD点を結んだ線内であって、規則第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

(A点) 弟子屈町字美留和1番地1-375北端境界線の西方向延長線(以下「基線2-1」という。)と湖岸線が交差する地点

(B点) 基線2-1上で、A点から沖合方向200mの地点

(C点) 弟子屈町字美留和1番地1-283南端境界線の西方向延長線(以下「基線2-2」という。)上で、基線2-2と湖岸線が交差する地点から沖合方向200mの地点

(D点) 基線2-2と湖岸線が交差する地点

(2) 制限又は禁止される行為

水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止

(3) 期間

平成30年7月14日から同年8月19日まで

北海道告示第472号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

平成30年6月29日

北海道知事 高橋 はるみ

1 形質変更時要届出区域 室蘭市東町3丁目1番23、1番91の一部(次の図のとおり)

2 特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

(「次の図」は省略し、その図面を北海道環境生活部環境局循環型社会推進課に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第473号

農地法(昭和27年法律第229号)第43条第1項の規定に基づき、公益財団法人北海道農業公社から所有者等を確認できない農地を利用する権利の設定に関し、裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

平成30年6月29日

北海道知事 高橋 はるみ

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番 地目 面積(平方メートル)

勇払郡むかわ町田浦42-3 田 3,967

同 むかわ町田浦42-6 田 3,471

同 むかわ町田浦42-7 田 2,808

同 むかわ町田浦42-8 田 657

同 むかわ町田浦42-14 田 658

同 むかわ町田浦42-15 田 662

同 むかわ町田浦42-19 田 991

2 申請に係る農地の利用の現況

農地法第32条第1項第1号に規定する「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」に該当する。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

公益財団法人北海道農業公社が保全管理を行い、良好な農地状態で担い手に貸し付けを行う。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

(1) 希望する利用権の始期

平成30年8月13日

(2) 存続期間

5年

(3) 借賃に相当する補償金の額

666,000円

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

平成30年7月17日(火)

(2) 提出先

北海道農政部農業経営局農地調整課

(3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項

北海道告示第474号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成30年6月29日

北海道知事 高橋 はるみ

認可年月日 土地改良区名
平成30. 6.19 沼田町土地改良区
同 30. 6.21 安平町土地改良区

北海道告示第475号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、道営土地改良（えたんべつ地区（区画整理、暗渠排水））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川総合振興局に備え置いて、平成30年7月3日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成30年6月29日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第476号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成30年6月29日

北海道知事 高橋 はるみ

- | | | |
|---|---------------|----------------|
| 1 | 解除予定保安林の所在場所 | 爾志郡乙部町字姫川841の3 |
| 2 | 保安林として指定された目的 | 火災の防備 |
| 3 | 解除の理由 | 道路用地とするため |

北海道告示第477号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成30年6月29日

北海道知事 高橋 はるみ

- | | | |
|---|---------------|-----------------------|
| 1 | 解除予定保安林の所在場所 | 美唄市（国有林。次の図に示す部分に限る。） |
| 2 | 保安林として指定された目的 | 水源の涵養 |
| 3 | 解除の理由 | 道路用地とするため |
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び美唄市役所に備

え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第478号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を洞爺湖町役場の掲示場に掲示した。

平成30年6月29日

北海道知事 高橋 はるみ

- | | | |
|---|---------|-----------------|
| 1 | 通知の内容 | 平成30年北海道告示第391号 |
| 2 | 所在が不明な者 | 糸川 聡 |

北海道告示第479号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道後志総合振興局小樽建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成30年6月29日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 泊共和線	岩内郡共和町発足13番87地先から 同郡共和町発足222番15地先（河川敷地）まで	平成30. 6.29

北海道告示第480号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成30年6月29日

北海道知事 高橋 はるみ

- | | |
|---|--|
| 1 | (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
小石川2の沢（Ⅱ-72-1240） |
| | (2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市昭和（次の図のとおり） |
| | (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流 |
| 2 | (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
昭和の沢（Ⅱ-72-1290） |

- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市昭和（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
小石川2の沢右の沢（Ⅲ-72-055）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市昭和（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面をオホーツク総合振興局網走建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第481号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年6月29日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
音更共栄台東10丁目（Ⅰ-8-12-2658）
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
河東郡音更町共栄台東10丁目（次の図のとおり）
- 3 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 4 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を十勝総合振興局帯広建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第482号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消した。

平成30年6月29日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 処分をした年月日 平成30年6月18日
- 2 処分を受けた者
(1) 商号及び代表者の氏名 昇瑛工業 小林 英和
(2) 主たる営業所の所在地 登別市幌別町8-5-2
(3) 建設業の許可の番号 (般-27)胆第4884号
- 3 処分の内容 許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実 上記の者が建設業法第29条第1項第2号に該当した。

北海道告示第483号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成30年6月29日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 施行者の名称 石狩市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業（3・2・401号花川通）
- 3 事業施行期間 平成30年6月29日から平成36年3月31日まで
- 4 事業地（収用の部分） 石狩市花畔、樽川、新港西1丁目地内

公 表

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、次のとおり洪水浸水想定区域を指定したので、同条第3項の規定により当該区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

「次のとおり」は、省略し、これらを表示した図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び次の閲覧場所に備え置いて閲覧に供する。

平成30年6月29日

北海道知事 高橋 はるみ

水系名	河川名	閲覧場所
一級河川	石狩川 厚別川	北海道空知総合振興局札幌建設管理部用地管理室維持管理課及び事業室事業課
同	野津幌川	同
二級河川	久根別川 久根別川	北海道渡島総合振興局函館建設管理部用地管理室維持管理課及び事業室事業課
二級河川	大野川 大野川	同
一級河川	石狩川 西達布川	北海道上川総合振興局旭川建設管理部用地管理室維持管理課及び富良野出張所
一級河川	釧路川 釧路川	北海道釧路総合振興局釧路建設管理部用地管理室維持管理課、事業室事業課及び厚岸出張所
同	別保川	同

総合振興局告示及び振興局告示

北海道後志総合振興局告示第4号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年6月29日

北海道後志総合振興局長 勝 木 雅 嗣

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量 パーソナルコンピュータ（北海道土木工事設計積算電算システム端末機器）の賃貸借 15台分 一式

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 契約期間 平成30年10月1日から平成35年9月30日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成30年6月29日（金）から同年7月23日（月）まで（日曜

日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 047-8639 小樽市奥沢1丁目21番1号
北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設行政課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 小樽市奥沢1丁目21番1号 北海道後志総合振興局小樽建設管理部3階大会議室（送付による場合は、郵便番号 047-8639 小樽市奥沢1丁目21番1号 北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設行政課）

(2) 入札日時 平成30年8月9日（木）午後1時30分（送付による場合は、同月8日（水）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(1)ア 名称及び数量 ノート型パーソナルコンピュータの賃貸借 133台

イ 予定時期 平成30年11月頃

(2)ア 名称及び数量 ノート型パーソナルコンピュータの賃貸借 10台

イ 予定時期 平成31年1月頃

(1)及び(2)については、入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、

契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道後志総合振興局小樽建設管理部のホームページ (<http://www.shiribeshi.pref.hokkaido.lg.jp/kk/okk/>) においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

有効な入札をした者のうち、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（借入台数分に係る1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（借入台数分に係る1月当たりの単価）をもって入札した者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- | | |
|-------------|-----------------------------|
| (1) 名 称 | 北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設行政課 |
| (2) 所 在 地 | 郵便番号 047-8639 小樽市奥沢1丁目21番1号 |
| (3) 電 話 番 号 | 0134-25-2143 |

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Personal Computer 15 1 set
- B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., August 9, 2018
(If mailed, bids must arrive no later than August 8, 2018)
- C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Otaru Department of Public Works Management, Shiribeshi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Okusawa 1-chome 21-1, Otaru, Hokkaido 047-8639 Japan
Phone : 0134-25-2143

北海道後志総合振興局告示第5号

平成30年北海道後志総合振興局告示第2号（特定調達契約に係る入札の公告）の一部を次のように改正する。

平成30年6月29日

北海道後志総合振興局長 勝 木 雅 嗣

1 15の事項を次のとおり改める。

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- (2) 落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができる。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

2 18の(1)の事項を次のとおり改める。

(1) 北海道議会の議決事件

ア この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、北海道議会の議決を要する事件とされているので、落札者を決定した場合は仮契約を締結し、北海道議会の議決を得たときは本契約を締結する。

イ 落札決定から本契約の締結までの間に落札者が指名停止を受けた場合は、仮契約を締結せず、又は解除し、本契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、仮契約の解除及び本契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

3 18の(3)の事項を削り、18の事項中(4)を(3)に改める。

北海道胆振総合振興局告示第45号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年6月29日

北海道胆振総合振興局長 山 口 修 司

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

- | | |
|----------------------|----|
| ア 除雪トラック（10t級6×6専用型） | 1台 |
| イ 凍結防止剤散布車（湿式4.0m級） | 1台 |
| ウ 除雪グレーダ（4.3m級） | 1台 |

アからウまでについては、それぞれの入札とする。

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納 入 期 日 入札説明書による。
- (4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第

- 15号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品に関し、仕様書に記載の要件を満たしていること。
- (5) 当該調達をする物品又はこれと同等の類似品に係る相当数の納入（製造）実績があることを証明した者であること。
- (6) 当該調達をする物品に関し、即日対応が可能であるアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (7) 納入地区において、当該調達をする物品を納入後、10年間以上の部品の供給が可能であることを証明した者であること。
- (8) この入札に参加を希望する者が、商法（明治32年法律第48号）第27条又は会社法（平成17年法律第86号）第16条の代理商の場合は、代理商契約を証明する書類を添付した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)から(8)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 平成30年6月29日（金）から同年7月20日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3階
北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室建設行政課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3階
北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部会議室1（送付による場合は、郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号

- 北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 入札日時 平成30年8月21日（火）午後1時30分（送付による場合は、同月20日（月）までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛名を明記したもの）及び重量120グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
また、電子メール送信による交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール（アドレス：murorandoboku.somu1@pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。
- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。
- 9 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 10 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名称 北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 所在地 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3階
- (3) 電話番号 0143-24-9857
- 11 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured :
- a Snow Removing Truck (10 tons class, 6×6) Quantity 1
- b Truck Mounted Spreader (Wet spreading type / 4.0 cubic meters) Quantity 1
- c Snow Removing Grader (Blade length : 4.3 meters class, Attaching side-shutter)

Quantity 1

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., August 21, 2018

(If mailed, bids must arrive no later than August 20, 2018)

C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Muroran Department of Public Works Management, Iburi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Kaigan-cho 1-Chome 4-1, Muroran, Hokkaido 051-8558 Japan

Phone : 0143-24-9857

北海道渡島総合振興局告示第119号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年6月29日

北海道渡島総合振興局長 小田原 輝 和

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 入札番号1 乗用自動車 1台（交換契約により自動車1台を契約の相手方に供し、1台を契約の相手方から調達する。）

イ 入札番号2 乗用自動車 3台（交換契約により自動車3台を契約の相手方に供し、3台を契約の相手方から調達する。）

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期日

ア 入札番号1 平成30年10月31日（水）

イ 入札番号2 平成30年10月15日（月）

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の購入（自動車）の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成30年6月29日（金）から同年7月23日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号
北海道渡島総合振興局総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道渡島総合振興局総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島合同庁舎3階入札室（送付による場合は、郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島総合振興局総務課）

(2) 入札日時 平成30年7月31日（火）午後1時30分（送付による場合は、同月30日（月）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達のうちの最初の契約に係る入札の公告

平成30年2月16日付け北海道渡島総合振興局告示第25号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る

返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道渡島総合振興局のホームページ（<http://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道渡島総合振興局総務課
- (2) 所在地 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号
- (3) 電話番号 0138-47-9416

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Exchange of Car 1 set
- b Exchange of Car 3 sets

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., July 31, 2018
(If mailed, bids must arrive no later than July 30, 2018)

C Contact : Administrative Division, Oshima General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8558 Japan
Phone : 0138-47-9416

北海道上川総合振興局告示第86号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年6月29日

北海道上川総合振興局長 佐藤卓也

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア ロータリ除雪車 (1.3m/700 t) 1台（交換契約によりロータリ除雪車 (100PS) 1台及び草刈装置を契約の相手方に供し、ロータリ除雪車1台を契約の相手方から調達する。）

イ ロータリ除雪車 (1.3m/700 t) 1台

ウ ロータリ除雪車 (1.3m/700 t) 1台

エ ロータリ除雪車 (2.2m/2,300 t) 1台

オ ロータリ除雪車 (1.5m/800 t) 1台

アからオまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期日

ア 平成31年3月20日（水）

イ 平成31年3月20日（水）

ウ 平成31年3月15日（金）

エ 平成31年3月15日（金）

オ 平成31年3月15日（金）

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の購入（土木建設機械器具）の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品又はこれと同等の類似品に係る相当数の納入（製造）実績等があることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(6) この入札に参加を希望する者が、商法（明治32年法律第48号）第27条又は会社法（平成17年法律第86号）第16条の代理商の場合は、代理商契約を証明する書類を添付した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(6)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しな

ればならない。

ア 申請の時期 平成30年6月29日(金)から同年7月27日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079-8613 旭川市永山6条19丁目1番1号
北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎3階会議・入札室(送付による場合は、郵便番号 079-8613 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課)

(2) 入札日時 平成30年8月8日(水)午後1時30分(送付による場合は、同月7日(火)午後5時までに必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道上川総合振興局旭川建設管理部のホームページ(<http://www.kamikawa.pref.hokkaido.lg.jp/kk/akk/nyzyouhou.htm>)においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課
(2) 所在地 郵便番号 079-8613 旭川市永山6条19丁目1番1号
(3) 電話番号 0166-46-4908

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Rotary Snow Remover (length 1.3 meters / 700 tons class) Quantity 1
b Rotary Snow Remover (length 1.3 meters / 700 tons class) Quantity 1
c Rotary Snow Remover (length 1.3 meters / 700 tons class) Quantity 1
d Rotary Snow Remover (length 2.2 meters / 2,300 tons class) Quantity 1
e Rotary Snow Remover (length 1.5 meters / 800 tons class) Quantity 1

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., August 8, 2018

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., August 7, 2018)

C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Asahikawa Department of Public Works Management, Kamikawa General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Nagayama 6-jo 19-chome, Asahikawa, Hokkaido 079-8613 Japan
Phone : 0166-46-4908

北海道上川総合振興局告示第87号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成30年6月29日

北海道上川総合振興局長 佐藤卓也

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) 入札番号1 貨物兼乗用自動車 1台
(2) 入札番号2 貨物兼乗用自動車 1台
(3) 入札番号3 貨物兼乗用自動車 2台
(4) 入札番号4 乗用自動車 1台
(5) 入札番号5 乗用自動車 1台

2 落札を決定した日

平成30年6月15日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 1の(1)から(3)まで

- ア 氏 名 トヨタカローラ道北株式会社
イ 住 所 旭川市大雪通7丁目506番地
(2) 1の(4)
ア 氏 名 旭川スズキ販売株式会社
イ 住 所 旭川市永山2条1丁目4番9号
(3) 1の(5)
ア 氏 名 旭川日産自動車株式会社
イ 住 所 旭川市神居4条1丁目1番37号

4 落札金額

- (1) 入札番号1 1,270,000円
(2) 入札番号2 1,240,000円
(3) 入札番号3 2,720,000円
(4) 入札番号4 1,340,000円
(5) 入札番号5 2,238,000円

5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成30年5月18日付け北海道上川総合振興局告示第72号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道上川総合振興局総務課
(2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号

北海道オホーツク総合振興局告示第107号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年6月29日

北海道オホーツク総合振興局長 藤 田 二

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

- ア 乗用自動車 1台（交換契約により乗用自動車1台を契約の相手方に供し、乗用自動車1台を契約の相手方から調達する。）
イ 乗用自動車 1台（交換契約により乗用自動車1台を契約の相手方に供し、乗用自動車1台を契約の相手方から調達する。）
ウ 乗用自動車 1台（交換契約により乗用自動車1台を契約の相手方に供し、乗用

自動車1台を契約の相手方から調達する。）

アからウまでについては、それぞれの入札とする。

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
(3) 納 入 期 日 平成30年10月12日（金）
(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の購入の資格を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
(4) 当該調達をする物品に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。
(5) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成30年6月29日（金）から同年7月19日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093-8670 網走市北7条西3丁目
北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設行政課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設行政課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク合同庁舎3階1号

会議室（送付による場合は、郵便番号 093-8670 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設行政課）

(2) 入札日時 平成30年7月27日（金）午後1時30分（送付による場合は、同月26日（木）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告

平成30年6月15日付け北海道オホーツク総合振興局告示第105号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部のホームページ（<http://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/kk/akk/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のA及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)、(7)、(10)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 所在地 郵便番号 093-8670 網走市北7条西3丁目

(3) 電話番号 0152-41-0708

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Car 3

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., July 27, 2018

(If mailed, bids must arrive no later than July 26, 2018)

C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Abashiri Department of Public Works Management, Okhotsk General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Kita 7-jo Nishi 3-chome, Abashiri, Hokkaido 093-8670 Japan

Phone : 0152-41-0708

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第287号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年6月29日

北海道警察本部長 和田昭夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア インクカートリッジ（ブラック） 769個

イ インクカートリッジ（シアン） 699個

ウ インクカートリッジ（マゼンタ） 717個

エ インクカートリッジ（イエロー） 850個

オ インクカートリッジ（ライトシアン） 757個

カ インクカートリッジ（ライトマゼンタ） 868個

キ 連続写真用紙（2ロール入） 1,579箱

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期日 平成30年9月28日（金）

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達物品に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成30年6月29日（金）から同年8月3日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道警察本部総務部会計課

5 入札書の提出等

(1) 入札書提出場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課
（送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課）

(2) 入札受付期間 平成30年8月15日（水）から同月17日（金）までの毎日午前9時から午後5時まで及び開札日の午前9時から午前12時まで
（送付による場合は、当該入札受付期間の最終日までに必着）

(3) 開札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場

(4) 開札日時 平成30年8月20日（月）午後2時10分

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(1) 名称及び数量

ア インクカートリッジ（ブラック） 450個

イ インクカートリッジ（シアン） 420個

ウ インクカートリッジ（マゼンタ） 430個

エ インクカートリッジ（イエロー） 560個

オ インクカートリッジ（ライトシアン） 470個

カ インクカートリッジ（ライトマゼンタ） 560個

キ 連続写真用紙（2ロール入） 1,120箱

(2) 予定時期 平成30年11月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道警察のホームページ（<http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道警察本部総務部会計課

(2) 所在地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目

(3) 電話番号 011-251-0110 内線 2238

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

a Ink cartridge (black), 769 pieces

b Ink cartridge (cyan), 699 pieces

c Ink cartridge (magenta), 717 pieces

d Ink cartridge (yellow), 850 pieces

e Ink cartridge (lightcyan), 757 pieces

f Ink cartridge (lightmagenta), 868 pieces

g Continuous photo paper (In 2 rolls), 1,579 boxes

B Bid tendering date and time : 12 : 00 A.M., August 20, 2018
C Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police
Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8520 Japan
Phone : 011-251-0110 Extension 2238

北海道警察本部告示第288号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成30年6月29日

北海道警察本部長 和田昭夫

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) 警察官（男性）用合服上衣 1,242着
- (2) 警察官（男性）用合服ズボン 2,136本

2 落札を決定した日

平成30年6月15日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名 株式会社北海道職員厚済会
- (2) 住所 札幌市中央区北3条西7丁目1番地

4 落札金額

43,390,080円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成30年5月1日付け北海道警察本部告示第200号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道警察本部総務部会計課
- (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部告示第289号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成30年6月29日

北海道警察本部長 和田昭夫

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) 警察官（女性）用合服上衣 442着
- (2) 警察官（女性）用合スカート 143本
- (3) 警察官（女性）用合ベスト 280着

- (4) 警察官（女性）用合ズボン 452本
- (5) 警察官（女性）用合ワイシャツ 817枚
- (6) 警察官（女性）用合活動服 304着

2 落札を決定した日

平成30年6月15日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名 株式会社パル
- (2) 住所 札幌市中央区北13条西17丁目1番36号

4 落札金額

30,074,949円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成30年5月1日付け北海道警察本部告示第201号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道警察本部総務部会計課
- (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部告示第290号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成30年6月29日

北海道警察本部長 和田昭夫

1 落札に係る物品等の名称及び数量

警察官（男性）用合ワイシャツ 4,376枚

2 落札を決定した日

平成30年6月15日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名 カワモト白衣株式会社
- (2) 住所 旭川市2条通13丁目265番地

4 落札金額

27,505,785円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成30年5月1日付け北海道警察本部告示第202号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課

(2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目
